

学（園）則変更条項新旧対照表

新 学（園） 則	旧 学（園） 則
（名称） 第2条 本校は、〇〇〇小学校という。 （休業日、臨時授業及び臨時休業） 第8条 休業日は次のとおりとする。 （1）日曜日 （2）土曜日 （3）国民の祝日に関する法律に規定する日 （4）夏季休業〇月〇日から〇月〇日まで ・ ・ （教職員組織） 第25条 本校に次の教職員を置く。 （1）校長 1名 （2）教頭 1名 （3）教諭 30名 ・ ・ 附 則 1 この学則は、〇〇年〇月〇日より施行する。	（名称） 第2条 本校は、▲▲小学校という。 （休業日、臨時授業及び臨時休業） 第8条 休業日は次のとおりとする。 （1）日曜日 （2）国民の祝日に関する法律に規定する日 （3）夏季休業〇月〇日から〇月〇日まで ・ ・ （教職員組織） 第25条 本校に次の教職員を置く。 （1）校長 1名 （2）教頭 1名 （3）教諭 27名 ・ ・

〇〇学園寄附行為変更条項新旧対照表

新	旧
（設置する学校） 第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。 （1）〇〇高等学校 〇〇課程 〇〇科 （2）〇〇中学校 （役員） 第6条 この法人に、次の役員を置く。 （1）理 事 7人 （2）監 事 2人 2 理事のうち1人を理事長とし、理事会において選任する。 （評議員会） 第18条 本校に次の教職員を置く。 2 評議員会は、15人の評議員をもって組織する。 附 則 この寄附行為は、千葉県知事の認可の日（〇〇年〇月〇日）より施行する。 （注）変更に係る条文のみを記載し、変更箇所は朱書き又は傍線を引き明示する。	（設置する学校） 第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。 （1）〇〇高等学校 〇〇課程 〇〇科 第6条 この法人に、次の役員を置く。 （1）理 事 6人 （2）監 事 2人 2 理事のうち1人を理事長とし、理事会において選任する。 （評議員会） 第18条 本校に次の教職員を置く。 2 評議員会は、15人の評議員をもって組織する。